

安全保障理事会議長声明

「中東情勢」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2009年5月11日に開催された安全保障理事会第6123回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、中東における包括的な平和に達することの緊急性を強調する。従前の合意および義務を基礎とする、同地域における恒久的平和という、相互承認や暴力や扇動および恐怖からの解放に対する不朽の取組を基礎とするという、また二国間解決という、国際的なコミュニティにより設定された目標に到達するために強力な外交的行動が必要とされる。

この文脈において安全保障理事会は、中東に関する全ての従前の安保理諸決議、とりわけ決議242(1967)、338(1973)、1397(2002)、1515(2003)、1850(2008)、1860(2009)およびマドリッド原則を想起し、また、安保理は2002年アラブ和平イニシアティブの重要性に留意する。

安全保障理事会は、中東における包括的、正当かつ恒久的な平和を達成するために「4か国」の努力で当事者を支援する「4か国」の進行中の作業を奨励する。

安全保障理事会は、従前の合意および義務を基礎とする二国間交渉の不可逆性に対する安保理の公約をくり返し表明する。安保理は、二つの民主的な国家である、イスラエルとパレスチナが、安全かつ国際的に認識された境界線内で平和のうちに隣り合って生活するという地域のビジョンに基づいた中東における包括的、正当かつ恒久的な平和を達成するために当事者および国際的なコミュニティによる再び始められたかつ緊急の努力に対する安保理の要求をくり返し表明する。

安全保障理事会は、当事者に対し、信頼を損なうかあるいは全ての核心的問題に関する交渉の成果を傷つけるいかなる措置を自制する工程表の下での彼らの義務を履行することを求める。

安全保障理事会は、全ての国家および国際機関に対し、「4か国」原則およびアラブ和平イニシアティブに拘束されている、またパレスチナ解放機構の公約を尊重するパレスチナ政府に対する支援を求め、安保理は、これを基礎として、エジプトの努力を支援することを含むパレスチナ内部の和解に向けた具体的な措置を奨励する。安保理は、パレスチナ経済の発展を助け、パレスチナ当局への利用可能な資源を最大化しパレスチナ制度を構築するための支援を求める。

安全保障理事会は、2009年にモスクワで中東和平プロセスに関する国際会議を、「4か国」および当事者と協議して、開催するロシア連邦の提案を支持する。